



# 令和2年度 大学機関別認証評価 受審のてびき（後編）

公益財団法人 日本高等教育評価機構



# 目 次

## 令和2年度 大学機関別認証評価 受審のてびき（後編）

<b>6 評価結果の確定</b>	
1. 確定までのプロセス	5
2. 結果の受領	6
3. 事後相談	7
4. 評価結果の報告及び公表について	8
5. アンケートの実施	8
<b>7 次回の受審まで</b>	
1. 自己点検評価書の公開	11
2. 改善報告書等の公表及び提出	11
3. 追評価	11
4. その他のフォローアップ	11
<b>8 付録</b>	
大学機関別認証評価実施大綱	15
大学評価基準	20
公益財団法人日本高等教育評価機構大学機関別認証評価に関する規程	25
公益財団法人日本高等教育評価機構評価員規程	28
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則	29
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価のフォローアップの実施に関する細則	31





## 6 評価結果の確定



## 1. 確定までのプロセス

評価結果は、評価チームが作成する報告書案と、それに対する受審校からの意見を踏まえて、判定委員会が決定し、評価機構理事会が承認して確定します。評価が及ぶ期日の範囲は、原則として実地調査終了までとし、それ以降の改善内容は勘案されません。ただし、「不適合」の判定に当たっては、その期日を判定委員会による評価報告書案が確定する日ま

### (1) 報告書案の受領

実地調査が終了すると、評価機構から評価報告書案を二度受取ることになります。一度目は評価チームが作成する「評価チーム評価報告書案」、二度目は判定委員会の審議を経て評価結果が記載された「評価報告書案」です。いずれも自己評価担当者へEメールで送付しますので、学内でよく確認してください。

### ① 評価チーム評価報告書案

書面調査・実地調査の結果として、評価チームが作成するもので、12月に自己評価担当者へEメールで送付します。

全体に対する「総評」と、基準項目ごとの「満たしている」「満たしていない」の評価、「理由」、箇条書きで「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」が記され、大学独自の基準に対する「概評」も記載されています。また、大学が自己点検評価書に記載した「特記事項」も転載されています。「優れた点」は、文頭に「○」がついています。「改善を要する点」「参考意見」はいずれも、文頭に「○」又は「・」がついています。このうち「○」は、評価報告書に記載し、社会に公表する予定の項目です。「・」のものは、「大学のみで通知する事項」として3月に評価結果とともに通知します。

### ② 評価報告書案

判定委員会が、評価チーム評価報告書案、意見申立ての内容、評価チームの対応案を総合的に審議して作成するものです。2月に自己評価担当者へEメールで送付します。

評価チーム評価報告書案をベースに作成され

ますが、新たに「評価結果」として「適合」又は「不適合」の「判定」、基準ごとに「満たしている」「満たしていない」の「評価」が示されます。基準項目ごとの「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」は、公表すべきであると判断された事項のみ記載されます。確定後、評価報告書として評価機構のホームページなどを通じて社会に公表されます。

### 「基準項目」ごとの評価の基本的な考え方

評価	評価の目安
基準項目○-○を満たしている	「基準項目」の要求が満たされている場合
基準項目○-○を満たしていない	「基準項目」の要求が満たされていない場合

### 「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」の基本的な考え方

〈優れた点〉	<p>使命・目的及び質保証などに照らして「優れている」と判断した事項です。全て公表されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆質の保証及び向上に寄与する取組み</li> <li>◆個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み</li> <li>◆先進的で一定の成果を挙げている取組み</li> <li>◆十分に成果を挙げている取組み</li> <li>◆十分に整備され、機能している取組み</li> <li>◆他大学の模範となるような取組み</li> </ul>
〈改善を要する点〉	<p>※ 使命・目的及び質保証などに照らして「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項です。公表される事項と大学のみで通知される事項があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆整備が不十分であり、ほとんど機能していない場合（整備はされているが、あまり機能していない場合は、不十分の度合いに応じて指摘する）</li> <li>◆日本高等教育評価機構の大学評価基準を明らかに満たしていない場合</li> </ul>

	◆大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）
〈参考意見〉	<p>使命・目的及び質保証などに照らして「更なる取組みが望ましい」と判断した事項です。公表される事項と大学のみには通知される事項があります。</p> <p>◆整備はされているが、あまり機能していない場合</p> <p>◆整備・充実が望ましいが、その対応については大学に判断を委ねる場合</p>

※社会に公表する「改善を要する点」は、改善報告書等の公表及び評価機構への提出を求めます。

#### 「基準」ごとの評価の基本的な考え方

評価	評価の目安
基準○を満たしている	<b>【基準1～5】の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての「基準項目」を満たしている場合</li> <li>「基準」において、満たしていない「基準項目」はあるが、その「基準」の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると確認できる場合</li> </ul>
	<b>【基準6】の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての「基準項目」を満たしている場合</li> </ul>
基準○を満たしていない	<b>【基準1～5】の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基準」において、満たしていない「基準項目」があり、その「基準」の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると確認できない場合</li> </ul>
	<b>【基準6】の場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基準」に満たしていない「基準項目」が一つでもある場合</li> </ul>

#### (2) 意見申立て

評価チーム評価報告書案、評価報告書案とも、疑問点や事実と相違する点などが生じた場合につ

いては、評価機構に対して意見申立てを行うことができます。意見申立てには、報告書案の内容への意見と、語句の修正を求めるものの2種類があります。

なお、「不適合」の判定に当たっては、評価が及ぶ期日を判定委員会による評価報告書案が確定する日までとします。評価チーム評価報告書案では「満たしていない」基準項目にある「改善を要する点」に対する改善状況も含めて意見申立てを行うことができます。また、評価報告書案においては「不適合」の要因となっている「改善を要する点」に対する改善状況も含めて意見申立てを行うことができます。

それぞれ10日間程度の期間を設けていますので、自己評価担当者は指定の期日（報告書案送付時にお知らせします。）までに、該当部分と意見、根拠資料を記載した文書を評価機構が指定するファイル転送システムを利用して送付してください（方法は別途通知します）。様式は、評価機構の担当者から自己評価担当者へEメールで送ります。

評価チーム評価報告書案への意見は、評価チームが対応案を作成し、判定委員会において審議します。評価報告書案への意見は、まず、意見申立て審査会で審議します。その後、判定委員会が、意見申立て審査会の見解を踏まえて審議し、評価報告書案を確定します。評価報告書案への意見申立ての審議結果については、「意見申立てへの対応について（通知）」を、3月に評価報告書などとともに送付します。

## 2. 結果の受領

評価結果の確定は、3月になります。確定後、受審校に通知します。判定（「適合」「不適合」）にかかわらず、全ての受審校に、評価報告書を送付します。また、「大学のみには通知する事項」や「意見申立てへの対応について（通知）」がある場合は同封します。

「大学のみには通知する事項」とは、評価チーム評価報告書案において挙げられた「改善を要する点」「参考意見」のうち、社会に公表せず、大学のみには通知すべきと判定委員会が判断した事項をまとめたものです。大学の今後の発展のために参考にしてください。なお、これを受けて報告書等の提出は必要ありません。



判定が「適合」の場合には、認定証、認定マーク取扱要領、認定マークデータ（CD-ROM）を送付します。

### 3. 事後相談

#### (1) 事後相談とは

評価結果の確定後、当該年度の3月末日までの間に、受審校が評価機構と対面で行う相談を事後相談と言います。評価結果の内容（意見申立てに対する審議の経緯等も含む。）及び改善報告書の提出など、今後の手続き等について相談することができます。

できます。

#### (2) 受け方

事後相談を希望する場合は、あらかじめ評価機構にご連絡ください。評価機構の担当者を通じて「事後相談依頼書」の様式をお渡ししますので、日程調整の後、必要事項を記入し、公印を捺印の上、提出してください。

依頼書受領後、評価機構より回答書を送付します。なお、事後相談は原則として評価機構内で実施しますので、ご了承ください。

#### 事後相談依頼書 例

	令和〇年 3月〇日
公益財団法人 日本高等教育評価機構 事務局長 伊藤 敏弘 様	
〇〇大学 自己評価担当者又は事務局長 〇〇 〇〇	公印
<b>事後相談の依頼について</b>	
令和〇年度 大学機関別認証評価の評価結果を受け、下記のとおり事後相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。	
記	
1. 日時	令和〇年 3月〇日 (〇) 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
2. 場所	日本高等教育評価機構
3. 主な相談内容	1) 2)
4. 連絡先	(大学名) _____ (役職名) _____ (名前) _____
住所:	
TEL:	_____ FAX: _____
E-mail:	_____
	以上

#### 4. 評価結果の報告及び公表について

「評価報告書」は、文部科学大臣に報告するとともに、評価機構ホームページにて社会に公表します。

#### 5. アンケートの実施

機関別認証評価の運営等の改善と充実のためのアンケートを実施します。自己評価担当者へEメールでお送りしますので、ご協力をお願いします。



## 7 次回の受審まで



## 1. 自己点検評価書の公開

評価結果の確定後、評価機構のホームページに自己点検評価書を掲載します。受審校がホームページに公開する予定の自己点検評価書のデータを改めてお送りいただくよう依頼しますので、ご対応ください。

なお、個人情報など、保護すべき情報がある場合は、受審校の判断により削除をしてください。その際は、注釈などで明記してください。評価機構へ提出後に訂正を行った場合も同様に明記してください。

## 2. 改善報告書等の公表及び提出

「適合」の判定を受けた受審校のうち、評価報告書で「改善を要する点」として指摘があった場合は、改善報告書等の公表及び評価機構への提出を求めています。

## 3. 追評価

「不適合」の判定を受けた受審校は、追評価を受けることができます。追評価を希望する場合は、指定の期日までに追評価の申請書類を提出してください。

## 4. その他のフォローアップ

判定が「不適合」の場合を含め、受審校から講評や相談などの求めがあった際は、評価機構において審議を行い、対応します。





## 8 付録





## 大学機関別認証評価実施大綱

### 本大綱について

公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が実施する大学機関別認証評価（以下「評価」という。）の目的は、大学等の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学等の発展に寄与することです。評価の実施については、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各大学とのコミュニケーションを重視しながら、各大学の個性・特色に配慮し、建学の精神を生かした改革・改善に資する活動に取り組んでいます。

文部科学省は、平成 28(2016)年 3月 31日付で「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」（以下「細目省令」という。）を公布しました。これを踏まえて、評価機構は、評価システムについて、大学等の自律的な改革サイクルとして、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを起点とする内部質保証機能を重視した評価制度への転換を行うなど、大幅な見直しを行い、細目省令が施行される平成 30(2018)年度から新評価システムに基づく評価を実施しています。

本大綱は、評価の基本的な方針及び評価の実施に関する内容を記載しています。評価機構の評価は、本大綱及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づいて実施します。このほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各大学が評価機構に提出する「自己点検評価書」を作成するに当たっての「大学機関別認証評価 受審のてびき」や、評価機構の評価員が評価に当たって用いる「大学機関別認証評価 評価のてびき」等があります。

評価機構は、評価を受けた大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見等を踏まえ、評価の方法や「評価基準」などの見直し等を行い、より適切な評価システムを構築できるように不断の努力を重ねていきます。

### 1. 評価の目的

評価機構が、大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として行います。

(1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏ま

え、評価機構が定める「評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実に支援すること。

(2) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

(3) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。

### 2. 評価の対象

完成年度を経た大学を評価の対象とします。

### 3. 評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

(1) 内部質保証を重視した評価

各大学のエビデンスに基づく継続的な自己点検・評価等を通じて、教育研究及び大学運営全般に対する各大学の自主的・自律的な内部質保証を重点評価項目として位置付けて評価を行います。

(2) 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価

各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、「評価基準」に基づき、大学の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、「評価基準」を満たしているかどうかの評価を行います。

(3) 教育活動の状況を中心とした評価

大学の教育活動に対する社会的期待の大きさと大学の説明責任を勘案して、教育活動を中心に大学の総合的な状況の評価します。

(4) 大学の個性・特色に配慮した評価

「評価基準」は、大学として基本的・共通的なものに限定し、それ以外で大学が個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に定める「基準」及び「基準項目」による自己点検・評価を求めることで、個性・特色に配慮した評価を行います。

**(5) 各大学の改革・改善に資する評価**

大学評価を大学の教育研究活動等の充実や経営改革のための不可欠な手段であると位置付け、評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視した評価を行います。

**(6) ピア・レビューを中心とした評価**

大学の複雑な教育研究活動等を適切に評価するために、大学の教職員を主体としたピア・レビューによる評価を行います。一方、大学の教育研究活動等に関して識見を有する大学外の有識者を「大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という。）の委員に加えることにより、評価の客観性、社会的妥当性を確保した評価を行います。

**(7) 定性的評価を重視した評価**

各大学の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価を行います。

**(8) コミュニケーションを重視した評価**

評価に当たっては、評価機構が一方的に判断をしてその結果を公表することがないよう配慮し、評価を希望する各大学の自己評価担当者等に対する説明会等の実施や意見申立ての機会を二度設けるなど、各大学と評価機構とのコミュニケーションを重視した評価を行います。

**(9) 透明性が高く、信頼される評価**

大学からの意見申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行います。また、評価システムに対する大学と社会からの意見を取入れるなど、信頼性の確保に努めます。

**4. 評価の実施体制**

評価を実施するに当たっては、判定委員会の下に、具体的な評価を行うために、評価員で構成された評価チームを編制します。評価員は登録制として、広く大学の関係者で構成します。各大学の教育研究分野や地域性などの状況が多様であることを勘案し、評価チームには、対象大学を適切に評価し得る評価員を配置します。また、評価員の人数は対象大学の規模や学部構

成によって増減しますが、原則として5人程度とします。

また、評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場から専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価員が共通理解のもとで、公正、適切かつ円滑にその評価活動を遂行できるように、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。研修方法としては、「評価基準」及び評価の実施方法を中心とした説明会などを行うとともに、必要に応じて、評価員経験者からの経験談や評価チームごとのグループ研修などを実施し、評価員の意思統一及び評価の質の向上を図ります。

判定委員会の委員は、国公私立大学の関係者、高等学校関係者、学協会及び経済団体の関係者等の18人以内で構成し、最終的に評価機構の理事会で決定します。

ただし、次のような対象大学に直接関係する評価員及び判定委員は、対象大学の評価の業務に従事できません。

- ① 対象大学の卒業者
- ② 対象大学に専任、又は兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
- ③ 対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
- ④ 対象大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、あるいは5年間以内に参画していた場合
- ⑤ 対象大学の競合する近隣の大学の関係者
- ⑥ その他、評価機構で不適正と認める者

**5. 評価基準等****(1) 評価基準**

大学の教育研究活動等を総合的に評価するために、「評価基準」として、「基準1. 使命・目的等」「基準2. 学生」「基準3. 教育課程」「基準4. 教員・職員」「基準5. 経営・管理と財務」「基準6. 内部質保証」の六つの「基準」を設定しました。この「評価基準」は、教育を中心とした大学の基本的・共通的な内容で構成されており、「基準項目」ごとに、各大学が満たすことが必要な内容が定められています。また、各「基準項目」には、各「基準項目」を評価する上

で必要な「評価の視点」を設定しています。

特に、「基準 6. 内部質保証」は、その他の五つの「基準」の評価とも関連付けた重点評価項目として設定しています。

## (2) 独自基準

六つの「基準」のほかに、大学が個性・特色として重視している領域に関しては、独自の「基準」「基準項目」「評価の視点」を設定することを求めます。

## (3) 特記事項

「独自基準」のほかに、大学が特筆したい特色ある教育研究活動や事業等を三つまで記述することができます。

## 6. 評価の実施方法等

### (1) 評価プロセス

評価のプロセスは以下のとおりです。

#### ① 評価受審時の自己点検・評価等に関する説明会の実施

評価機構の評価に申請した対象大学の自己評価担当者等に対して、評価機構が行う評価の仕組み、方法や「自己点検評価書」の記述方法などについて説明会等を実施します。

#### ② 評価受審時の自己点検・評価

対象大学は、評価機構の「大学機関別認証評価受審のてびき」に従って自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」を作成します。

作成に当たっては、学校教育法及び大学設置基準等の内容を踏まえ、まず、「基準項目」ごとに「評価の視点」に沿って教育研究活動等の状況を、必要に応じて学部・研究科ごとに区分して分析し、その結果に基づいて「満たしている」「満たしていない」の「自己判定」を行います。自己判定については、エビデンスを示しながら、「自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）」「改善・向上方策（将来計画）」を簡潔に記述します。評価機構が示した「評価の視点」のほかに、大学の状況や目的に応じて独自の視点が必要な場合には、各「基準項目」に対応した独自の視点を設定し、記述することができます。次に、「基準項目」の「自己判定」の結果を総合的に勘案して、「基準」ご

とに「自己評価」を簡潔に記述します。なお、「基準」ごとの「自己判定」は求めていません。

### ③ 評価機構による評価

(i) 評価機構は、対象大学から提出された「自己点検評価書」に基づき、別に定める関連規則により、以下の評価・判定を行います。

- ・「評価の視点」の内容を踏まえ、「基準項目」ごとに「満たしている」「満たしていない」の評価を行います。

- ・「基準項目」の評価を踏まえ、「基準」ごとに「満たしている」「満たしていない」の評価を行います。

- ・「基準項目」を全て「満たしている」場合は、「基準」を「満たしている」と評価します。

- ・「基準 6. 内部質保証」以外の五つの「基準」において、満たしていない「基準項目」がある場合、その「基準」の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると確認できる場合は、「基準」を「満たしている」と評価し、確認できない場合は、「基準」を「満たしていない」と評価します。

- ・「基準 6. 内部質保証」に満たしていない「基準項目」がある場合は、「基準 6. 内部質保証」を「満たしていない」と評価します。

- ・「評価基準」全体として満たしているか否かを総合的に判断し、「適合」又は「不適合」の判定を行います。

六つの「基準」を全て満たしている場合は、「適合」とします。

六つの「基準」のうち、満たしていない「基準」が一つ以上ある場合は、「不適合」とします。

- ・「自己点検評価書」の作成、実地調査など、評価機構が行う評価の過程において、虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した場合は、「不適合」とします。

(ii) 「不適合」の大学は、改善を必要とする事項に対し、評価機構が指定した期間内に追評価を申請することができます。大学から申請があった場合、評価機構は別に定める規則により追評価を行い、「適合」又は「不適合」の判定を行います。

(iii) 社会に対する説明責任の観点から、対象大学の全体の状況についての総評を記述します。

(iv) 「独自基準」については、内容に関するコメントを記述します。

(v) 大学の特色ある教育研究活動や事業等を記述した「特記事項」については、総評においてその内容等を紹介し、社会に公表することを通じて、大学の取組み等の更なる向上及びほかの大学の改革・改善の参考となることを期待します。

## (2) 実施方法

評価は、「大学機関別認証評価 評価のてびき」に基づき、書面調査及び実地調査により実施します。書面調査では、対象大学が作成する「自己点検評価書」（「自己点検評価書」の根拠として提出された資料、データ等を含む。）の分析を行うとともに、「自己点検評価書」の誠実性、学校教育法及び大学設置基準等の法令への適合状況や設置計画履行状況等調査結果への対応状況等を含めて確認します。実地調査では、書面調査で確認できなかった点等を中心に調査を実施します。

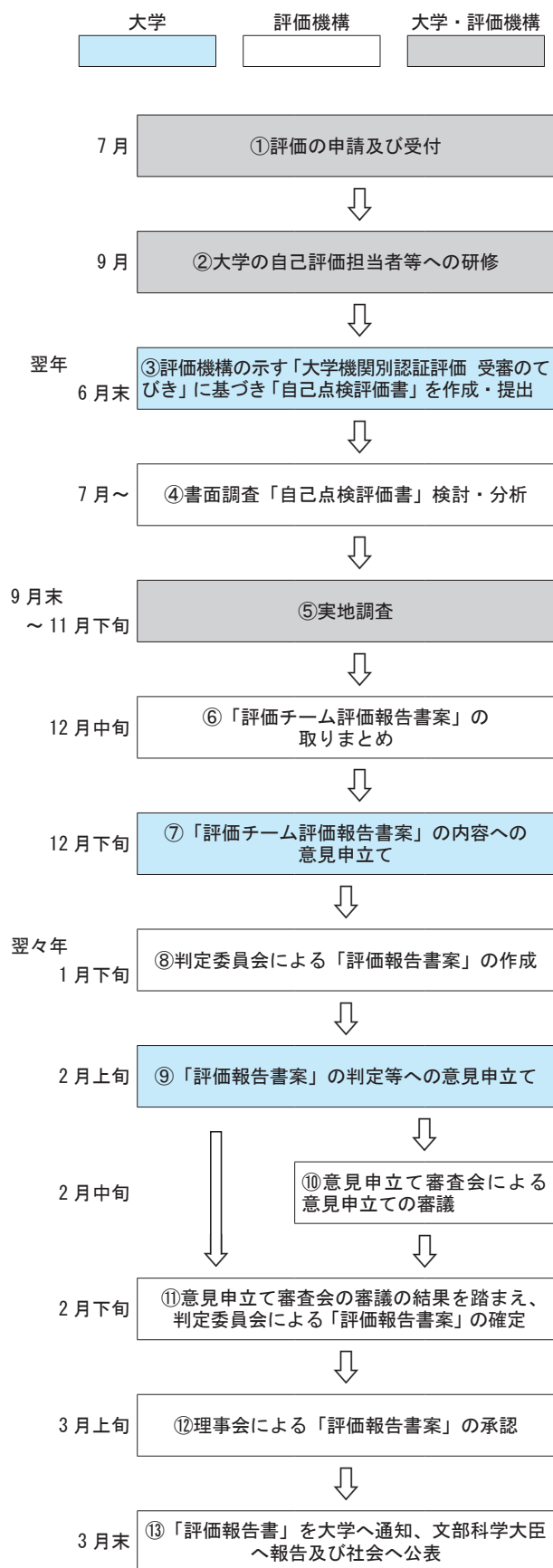
## (3) 意見申立てと評価結果の確定

評価の結果は、今後の大学の教育研究活動等の改善につなげるものであると同時に、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおける透明性を確保するだけでなく、評価結果の正確性を確保し、最終的に確定する必要があります。

加えて、評価機構では、対象大学とのコミュニケーションを重視しているため、対象大学から二度にわたる意見申立ての機会を設けます。まず、一度目は、評価チーム評価報告書案の内容に対し、意見申立ての機会を設けます。二度目は、最終的に評価結果を確定する前の段階で、判定委員会が作成した評価報告書案の判定等に対する意見申立てを受け付けます。

評価報告書案に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために判定委員会の下に「意見申立て審査会」を設け、審議を行った上で、判定委員会において最終的に評価結果を確定します。

## 7. 評価の基本スケジュール





- ① 大学からの評価の申請を受付けます。
- ② 評価機構は、対象大学の自己評価担当者等に対して、「自己点検評価書」の記述方法や今後のスケジュール等について説明会等を実施します。
- ③ 対象大学は、評価機構の示す「大学機関別認証評価 受審のてびき」に基づき、「自己点検評価書」を作成し、評価機構に提出します。
- ④ 評価機構では、十分な研修を受けた評価員で構成する評価チームにおいて、対象大学から提出された「自己点検評価書」の検討・分析などの書面調査を行います。
- ⑤ 評価チームは、書面調査の分析結果をもとに実地調査を行います。
- ⑥ 評価チームは、書面調査と実地調査の結果を踏まえ、「評価チーム評価報告書案」を作成し、評価機構に提出します。
- ⑦ 評価機構は、「評価チーム評価報告書案」を対象大学に通知します。対象大学は、「評価チーム評価報告書案」の内容に対する意見があれば申立てを行います。
- ⑧ 判定委員会では、「評価チーム評価報告書案」及び大学からの意見申立てを考慮し、また、必要に応じて評価員や対象大学の責任者等に対するヒアリングを行い、事実確認等をした上で、「評価報告書案」の作成を行います。
- ⑨ 評価機構は、評価結果を最終的に確定する前に、「評価報告書案」を対象大学に通知します。対象大学は、評価機構から通知された「評価報告書案」の判定等に意見があれば申立てを行います。
- ⑩ 意見申立てがあった場合、意見申立て審査会を開催し、意見申立ての内容の審議を行います。
- ⑪ 判定委員会は、意見申立て審査会の審議の結果を踏まえて、「評価報告書案」を確定します。
- ⑫ 「評価報告書案」を理事会に提出し、承認を得ます。
- ⑬ 「評価報告書」は、大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告します。また、ホームページ等を通じて広く一般社会に公表します。

## 8. 評価結果の公表と情報公開

- (1) 「評価報告書」は、対象大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告します。また、評価機構のホームページにおいて「評価報告書」とともに、

各大学の「自己点検評価書」を掲載することにより、評価結果等を広く社会に公表します。

- (2) 評価機構は、公的責任のある組織として、組織体制の透明性・客観性を重視し、学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供します。

- (3) 評価機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合には、評価機構の定める規定に基づき対応します。ただし、大学から提供され、評価機構が保有することになった文書については、原則として公開しません。

## 9. 評価料

会員大学が評価を受ける場合は、大学の規模等に応じて、以下の評価料を負担するものとします。また、それぞれの評価料に消費税を加算します。

[評価料]

- (1) 基本費用 1 大学 200 万円
- (2) 1 学部当たり 50 万円
- (3) 1 研究科当たり 25 万円
- (4) 実地調査に関わる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）

非会員大学が評価を受ける場合は、上記の評価料と 1 周期（原則 7 年間）分の会費相当額の合計額を負担するものとします。

なお、大学が追評価を受ける場合は、評価機構が別に定める規則により評価料を請求します。

## 10. 評価の時期

評価は、毎年度 1 回実施します。評価機構での評価を希望する大学は、申請受付期限までに、別に定める様式に従って、評価機構に申請します。また、評価機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、対象大学の評価を実施します。評価機構において、対象大学が評価を受ける周期は、7 年以内ごとになります。

## 11. 評価のフォローアップ

「適合」の判定を受けた大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった大学には、「改善報告書」等の公表及び提出を求めます。求められた大学は、評価機構が指定する期間内に「改善報告書」等を対象大学のホームページに公表するとともに、同「改善報告書」等を評価機構に提出します。評価機構において、提出された「改善報告書」等を審議し、その結果を対象大学に通知します。

その他、評価のフォローアップとして、大学から講師や相談などの求めがあった場合は、評価機構において審議を行い、対応します。

## 12. 「適合」の判定の取消し

「適合」の判定を受けた大学が、評価終了後に虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為を意図的に行っていたことが判明した場合には、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことがあります。

## 13. 評価システムの改善

評価機構では、常時、評価システムの改善を行います。評価システムの改善のために、評価を受けた大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見、高等教育に関する調査研究活動の成果等を参考にするとともに、評価機構が行う自己評価の結果などを踏まえて、適宜、「評価基準」等の改善を図り、多様な社会的活動を展開する大学を評価するために、より適切な評価システムの構築に努めます。

「評価基準」や評価方法等を変更する場合は、事前に会員大学、高等学校等の関係者に対する意見照会やパブリックコメント等を行うことにより、その過程の公正性及び透明性を確保します。

## 大学評価基準

公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が行う認証評価は、評価機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）及び方法、手順に基づき、各大学が教育研究活動等の総合的な状況を自己点検・評価した結果を分析し、機関全体として「評価基準」を満たしているかどうかを判断します。

評価機構では、各大学の個性、特色、特性を十分に発揮できるよう配慮し、自律性を尊重した評価を行います。

また、大学評価は強制や義務による受身的なものではなく、各大学の教育研究活動等の向上や経営改革のための不可欠な手段であると位置付けています。

これらのことから、各大学が掲げている使命・目的及び教育目的に基づいて、自発的かつ積極的に自己点検・評価に取り組めるよう、「評価基準」は六つの「基準」で構成されており、基本的・共通的な事項に限定しています。また、六つの「基準」以外に各大学が個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」及び基準項目を設定することが求められます。

なお、独自基準のほかに、大学が特筆したい特色ある教育研究活動や事業等については、「特記事項」として記述することができます。

評価機構が設定する六つの「基準」は、「基準項目」「評価の視点」からなります。各「基準」には、それぞれが意図している目的を「本基準の趣旨」として解説しています。

以上のことから、評価機構が行う認証評価では、評価機構の「大学機関別認証評価 受審のてびき」に従って、各大学が公的に表明した使命・目的、教育目的及び大学設置基準等の法令に依拠して作成した「自己点検評価書」、エビデンス及び実地調査での調査結果等に基づき、評価機構が客観的・総合的に評価することを通じて、各大学の改革・改善を支援するとともに、各大学の機関全体の活動状況を社会に明らかにします。

## 基準 1. 使命・目的等

領域：使命・目的、教育目的

### 本基準の趣旨

大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラストラクチャーとして高い公共性を有する機関です。このため、個々の大学は、社会基盤としての共通性を有しています。他方、多様な価値の創出が求められる現代社会においては、個々の大学が個性と特長を持つことが、多様な教育研究の成果の創出につながります。これらのことから、個々の大学は、その使命・目的（建学の精神等を踏まえた大学の将来像又は達成しようとする社会的使命・目的）を定め、これを社会に表明する必要があります。本基準はそのことを確認するものです。

具体的には、各大学は、教育研究、社会貢献などの使命・目的を明確に定めるとともに、教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）を学則等において明確に定め、①ディプロマ・ポリシー（卒業認定の方針）②カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）③アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に反映するとともに、使命・目的に整合した教育研究組織を構築し、計画的に使命・目的及び教育目的を実現していくことが求められます。

大学の使命・目的及び学部の教育目的等は、大学の教育研究のあり方のみでなく、大学経営と大学の活動全体の基本軸となるものです。その内容が、大学の活動全体に確実に反映されるための学内体制の確立が不可欠です。

### 基準項目・評価の視点

<b>1-1. 使命・目的及び教育目的の設定</b>
①意味・内容の具体性と明確性
②簡潔な文章化
③個性・特色の明示
④変化への対応
<b>1-2. 使命・目的及び教育目的の反映</b>
①役員、教職員の理解と支持
②学内外への周知
③中長期的な計画への反映
④三つのポリシーへの反映
⑤教育研究組織の構成との整合性

## 基準 2. 学生

領域：学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応

### 本基準の趣旨

教育機関としての大学は、その使命・目的を実現するために必要な規模の学生を受入れ、その成長を促進し、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けることが求められます。本基準は、そのことを実現するための組織的環境を「学生」の観点から確認するものです。

大学が学生を受入れるに当たっては、教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、それに基づく入学者選抜を適正に行うことが必要です。そして、大学は、入学後に学生が成長できるための必要な学修環境を整備し、学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取り組むとともに、社会的・職業的な自立のための指導を通じて、自らのキャリアを形成していくことができる力を備えた学生の育成に努めなければなりません。それらの実現のためには、学生の意見・要望を的確に把握し、それを活用していくことも必要です。

### 基準項目・評価の視点

<b>2-1. 学生の受入れ</b>
①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
<b>2-2. 学修支援</b>
①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実
<b>2-3. キャリア支援</b>
①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
<b>2-4. 学生サービス</b>
①学生生活の安定のための支援

## 2-5. 学修環境の整備

- ①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- ②実習施設、図書館等の有効活用
- ③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- ④授業を行う学生数の適切な管理

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- ①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- ②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- ③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

## 基準3. 教育課程

領域：卒業認定、教育課程、学修成果

## 本基準の趣旨

大学の機能の中核である学修の柱となるのは教育課程です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科等ごとの教育目的を明確に定めるとともに、これを実現するための方策として、三つのポリシーを定めることが必要になります。その中でも、単位授与や卒業・修了の認定基準を定めて、これを厳正に運用するとともに、教育課程の編成と実施に反映させる必要があります。また、教授方法の開発や学修成果の点検・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けながら、更なる教育課程、教育内容・方法及び学修指導等の改善を不断に図っていくことが、教育の質を高めるために不可欠なことです。

## 基準項目・評価の視点

## 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- ①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- ③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

## 3-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

## 3-3. 学修成果の点検・評価

- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- ②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

## 基準4. 教員・職員

領域：教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援

## 本基準の趣旨

教員と職員は、言うまでもなく大学の活動を支える中核的存在であり、組織の整備と個人の職能開発の両面が求められます。前者においては、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整え、教学の運営体制を中心にしつつ、権限を適切に分散し責任と役割を明確にした教学マネジメントを構築し、教員と職員をそれぞれに適材適所で配置してこれを十全に機能させること、後者においては、教育内容・方法等の改善のためのFDや大学運営に必要な資質・能力の向上のためのSDを通じた教員・職員の個々の職能開発を効果的に行うことが、大学の諸活動の成果を高める支えになります。

教員の仕事と職員の仕事を原理的に分けて考えず「教職協働」を図ることで、効果的に大学を運営することも、今日ではますます重要になっています。また、教員の研究活動を適切に支援することも、教育と研究を主な役割とする大学にとっては不可欠なことです。

なお、この基準における「職員」は、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。



### 基準項目・評価の視点

<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>
①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>
①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
<b>4-3. 職員の研修</b>
①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み
<b>4-4. 研究支援</b>
①研究環境の整備と適切な運営・管理
②研究倫理の確立と厳正な運用
③研究活動への資源の配分

## 基準5. 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計

### 本基準の趣旨

大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、法人全体の中長期的な計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければなりません。

本基準でいう経営・管理と財務とは、主に法人の運営及び財務活動をいいます。大学に対する社会からの要請などにより、情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性、大学の使命・目的の達成に向けての理事会の機能、法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェック機能の強化などがますます重要になってきています。

学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性と継続性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的及び教育目的の実現を目指す中長

期計画も、適切な財務計画と一体になって初めて実効性を持ち得ます。大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために、財務基盤の確立と適正な会計処理は避けて通れないことです。

### 基準項目・評価の視点

<b>5-1. 経営の規律と誠実性</b>
①経営の規律と誠実性の維持
②使命・目的の実現への継続的努力
③環境保全、人権、安全への配慮
<b>5-2. 理事会の機能</b>
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
<b>5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック</b>
①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
<b>5-4. 財務基盤と収支</b>
①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
<b>5-5. 会計</b>
①会計処理の適正な実施
②会計監査の体制整備と厳正な実施

## 基準6. 内部質保証

領域：組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル

### 本基準の趣旨

自主性・自律性を重視する大学の本質に照らし、大学の質保証は、基本的に大学の責任で行うことが求められます。そのため、評価機構では、自主性・自律性の裏付けを伴う継続的な自己点検・評価を通じて行う内部質保証を重点評価項目として位置付けています。

内部質保証を効果的に実施していく上で、恒常的な組織体制を整備するとともに、その責任体制が明確になっていることが必要です。また、内部質保証は、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の双方にわたって実施されるとともに、改善・

改革のための営みとして行われることも大切です。

加えて、認証評価などの外部質保証の結果を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして内部質保証を機能させていくことも重要です。

#### 基準項目・評価の視点

<b>6-1. 内部質保証の組織体制</b>
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
<b>6-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
② IR(Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>
①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### 独自基準設定と自己点検・評価

評価機構が定める六つの「基準」は、大学として基本的・共通的なものです。この六つの「基準」以外に、大学が個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。

#### 特記事項

独自基準のほかに、大学が特筆したい特色ある教育研究活動や事業等を三つまで記述することができます。

公益財団法人日本高等教育評価機構大学機関別認証評価に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第4条の規定に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が大学機関別認証評価（以下「評価」という。）を行うために必要な事項を定める。

(評価の目的)

第2条 本機構が行う評価は、以下の各号を主たる目的とする。

- (1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める大学評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実に支援すること
- (2) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること
- (3) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること

(評価の対象)

第3条 完成年度を経た大学を評価の対象とする。

(実施体制)

第4条 本機構は、評価の判定、評価員の選定及び評価員で構成される評価チームの編制並びに評価システム等の審議を行うために、定款第41条の規定に基づき、大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設ける。

- 2 前項の判定委員会については、大学評価判定委員会規程で定める。
- 3 本機構は、評価を行うために、評価員規程第5条に基づき、評価員を委嘱する。
- 4 前項の評価員に関する事項は、評価員規程で定める。
- 5 評価員及び判定委員は、以下の各号に掲げる当該大学の評価業務には従事できないものとする。
  - (1) 当該大学の卒業生
  - (2) 当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を

含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合

- (3) 当該大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
- (4) 当該大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画、あるいは過去5年間以内に参画していた場合
- (5) 当該大学の競合する近隣の大学の関係者
- (6) その他本機構で不適正と認める者

(申請)

第5条 評価を申請する大学は、本機構に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

- 2 本機構は、評価申請大学より大学機関別認証評価申請書が到着後、正当な理由がある場合を除き、速やかに、認証評価申請受理通知書を送付しなければならない。

(評価の中止)

第6条 当該大学は、特別な事由により評価が継続できない場合、本機構理事長の承認を得て評価を中止することができる。

- 2 前項の申入れは、文書により本機構に行うものとする。
- 3 本機構は、正当な理由がある場合、評価を中止することができる。
- 4 本機構は、評価を中止した場合、当該大学宛文書により通知する。

(評価チーム評価報告書案の作成等)

第7条 評価チームは、当該大学の自己点検評価書及び実地調査最終日までの全体の状況を踏まえて、評価チーム評価報告書案を作成し、本機構に提出する。

(評価チーム評価報告書案の通知)

第8条 本機構は、評価チーム評価報告書案を、当該大学に通知する。

(評価チーム評価報告書案に対する意見申立て)

第9条 当該大学は、評価チーム評価報告書案に対して意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。

- 2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。

(評価報告書案の作成)

- 第10条 判定委員会は、評価チーム評価報告書案及び当該大学からの意見申立てがある場合、その内容も踏まえて、評価報告書案を作成する。
- 2 判定委員会は、前項の評価報告書案を作成するに当たっては、当該大学の評価員から報告を聴くことができる。
- 3 判定委員会は、原則として実地調査最終日までの当該大学の全体の状況を踏まえて、「適合」、「不適合」の判定を行う。ただし、「不適合」の判定に当たっては、その期日を判定委員会による評価報告書案が確定する日までとする。
- 4 評価報告書案の構成及び判定等に関する事項は、理事長が別に定める。

(評価報告書案の通知)

- 第11条 判定委員会は、評価報告書案を当該大学に通知する。

(評価報告書案に対する意見申立て)

- 第12条 当該大学は、評価報告書案に対して、意見申立てがある場合、通知を受けた日から原則2週間以内に本機構に対し、意見の申立てを行うことができる。
- 2 前項の意見申立てを行う大学は、本機構に意見申立て文書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。
- 3 判定委員会は、当該大学より意見申立てがあった場合、再審議を行う。
- 4 評価報告書案に対する意見申立ての審議は、意見申立て審査会で行ったうえで、判定委員会において評価報告書案を確定する。
- 5 意見申立て審査会については、意見申立て審査会規程で定める。

(評価報告書案の承認)

- 第13条 判定委員会は、評価報告書案を理事会に提出し、理事会の承認を得る。ただし、理事会の承認の際には、第4条第5項で定める当該大学の関係者

はこれに加わらないものとする。

(評価報告書の公表等)

- 第14条 本機構は、理事会の承認を得た評価報告書を、速やかに当該大学に送付する。
- 2 本機構は、当該年度の評価報告書を取りまとめ、文部科学大臣へ報告する。
- 3 本機構は、前項の評価報告書をホームページにおいて社会に公表する。

(追評価)

- 第15条 「不適合」と判定された大学は、指定の期日までに、改善を必要とする事項について、追評価を受けることができる。
- 2 追評価を申請する大学は、本機構に申請書を提出するものとする。なお、様式は別に定める。
- 3 追評価の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(評価のフォローアップ)

- 第16条 「適合」と判定された大学において、改善を必要とする事項があった場合は、改善報告書等の公表及び提出を当該大学に求める。
- 2 前項の改善報告書等の公表及び提出が求められた大学は、指定の期日までに改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、本機構に提出するものとする。
- 3 第1項の改善報告書等については、改善報告等審査会で審議した結果を判定委員会に提案し、その結果を確定したうえ、当該大学に通知する。
- 4 改善報告等審査会については、改善報告等審査会規程で定める。
- 5 その他の改善報告書等の審議及びフォローアップに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(「適合」の取消し)

- 第17条 「適合」と判定された大学が、評価終了後に、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為を意図的に行っていたことが判明した場合、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことができる。

(評価の周期)

第 18 条 本機構の評価の周期は、評価実施年度から起算して 7 年以内ごととする。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、判定委員会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に実施した大学機関別認証評価は、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に実施した大学機関別認証評価は、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に実施した大学機関別認証評価は、従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、従前の例による。

## 公益財団法人日本高等教育評価機構評価員規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が事業として行う大学機関別認証評価を実施する評価員の職務等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 評価員とは、大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）のもとに評価対象大学ごとに編制される評価チームの一員として具体的な評価を行う者をいう。

## (評価員候補者の登録)

第3条 評価員候補者は、次の各号に掲げる者を登録する。

- (1) 国公立大学及びその他関係機関の長から推薦された者
- (2) 前号に関わらず、理事長が認めた者

## (登録期間)

第4条 評価員候補者の登録期間は3年とし、更新は妨げない。

## (評価員の委嘱)

第5条 評価員は、評価員候補者の中から判定委員会を選定し、理事長が委嘱する。

## (任期)

第6条 評価員の任期は、前条により委嘱された時から当該年度3月末日までとする。

## (職務)

第7条 評価員は、次の職務を行う。

- (1) 評価対象大学の書面調査
- (2) 評価対象大学の現地調査
- (3) 評価対象大学の評価チーム評価報告書案の作成
- (4) 評価実施のための諸会議への出席
- (5) その他評価の実施に関すること

(セミナー、評価実施等への出席に係る手当及び旅費の支給)

第8条 評価員に対する手当及び旅費の支給については、別に定める。

## (雑則)

第9条 この規程の改廃は、判定委員会の議を経て理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。



公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）

の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第10条第4項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

(適合)

第2条 本機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしていると大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した大学に対し、「適合」と判定する。

(不適合)

第3条 本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定する。

2 評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定することができる。

(基準ごとの評価)

第4条 判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

2 全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

3 基準1から基準5までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

4 基準1から基準5までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

5 基準6において、満たしていない基準項目がある場合は「基準6を満たしていない。」と評価する。

(独自基準の評価)

第5条 独自基準ごとの「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

(基準項目ごとの評価)

第6条 判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

2 大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

3 「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。

4 「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。

5 「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。

6 「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については大学に判断を委ねる場合に記述する。

(評価報告書案の構成)

第7条 評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「大学の挙げた特記事項」で構成する。

2 前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」

は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、  
「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」  
で構成する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理  
事長が決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年5月23日から施行する。
- 2 公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価の判  
定に関する細則は、廃止する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、  
令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、従  
前の例による。



## 公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価のフォローアップの実施に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第16条第5項の定めにより、改善報告書等の審議及びフォローアップに関し必要な事項を定める。

### (改善報告書等の公表及び提出)

第2条 評価規程第16条第1項に定める「改善を必要とする事項」は、評価報告書に「改善を要する点」として付された全ての指摘事項を対象とする。

2 「改善を要する点」が2つ以上ある場合、「改善を要する点」ごとに改善報告書等を公表し、取りまとめて本機構に提出する。

3 評価規程第16条第2項に定める「指定の期日」は、評価を受けた翌年度から起算して3年間とする。

4 改善報告書等の受付期間は、毎年7月の1か月間とする。

5 改善報告書等の様式は、別に定める。

### (改善報告書等の最終結果)

第3条 評価規程第16条第3項に定める最終結果は、「改善が認められた」、「改善傾向にあるが、今後の成果が望まれる」又は「改善が認められない」のいずれかとする。

2 最終結果のほかに、「所見」を付することができる。

### (その他のフォローアップ)

第4条 本機構は、本機構で認証評価を受けた大学から講評や相談等の求めがあった場合、その対応について審議し、必要に応じて理事長の承認を得るものとする。

2 本機構は、講評や相談等を希望する大学に対し、文書の提出を求めることができる。

### (雑則)

第5条 この細則の改廃は、大学評価判定委員会の議を経て理事長が決定する。

### 附 則

この細則は、平成30年5月23日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、従前の例による。

令和2年度 大学機関別認証評価  
受審のてびき（後編）

---

令和2年9月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構  
〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11 第2星光ビル 2階

TEL 評価事業部 03-5211-5181

評価研究部 03-5211-5182

総務部 03-5211-5131

FAX 03-5211-5132

URL <https://www.jiheer.or.jp/>